

三重県警察職員の法令違反等の報告に関する規則

平成十三年二月二十七日
三重県公安委員会規則第一号

三重県警察職員の法令違反等の報告に関する規則をここに公布します。

三重県警察職員の法令違反等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。以下「法」という。）第五十六条第三項の規定に基づき、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）が三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して行う三重県警察職員（以下「職員」という。）に係る法令違反等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告事項)

第二条 本部長は、職員が法第五十六条第三項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、公安委員会に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。

- 一 該当職員の所属、階級又は職名、氏名及び年齢
- 二 事案の概要
- 三 懲戒その他人事上の措置に係る方針
- 四 その他参考事項

(報告の時期)

第三条 報告は、職員が法第五十六条第三項各号のいずれかに該当することが明らかとなった後における直近の定例会議又は臨時会議において行うものとする。

附 則

この規則は、平成十三年三月一日から施行する。